

所沢市民マスターズ研修会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、所沢市ゴルフ連盟の傘下となる所沢市市民マスターズ研修会（以下「研修会」という）を運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(構成・目的)

第2条 会員としてふさわしいゴルフ愛好者をもって構成し、研修会を通じて会員相互の親睦及び所沢市ゴルフ連盟を代表する選手を育成・選出することを目的とする。

(資格及び登録期間・会費)

第3条 研修会に参加する者の資格及び登録期間は次のとおりとする。

- ①過去の所沢市民ゴルフ大会参加者
- ②所沢市に在住・在勤・在学の者で、原則として所沢市ゴルフ連盟に登録した者
- ③登録期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。
- ④登録会費は、年間2,000円とする。

(運営・委員)

第4条 連盟理事長は、研修会登録者より運営委員長及び運営委員若干名を指名し、指名された委員は運営委員として研修会の運営にあたる。

(登録・退会・除名)

第5条 研修会への登録・退会・除名は次のとおりとする。

- ①登録は隨時とし、運営委員会の承認を得るものとする。
- ②退会希望者は、運営委員会に申し出ることにより、退会することができる。
- ③運営委員会は、会の運営に著しく支障をきたす者を勧告もしくは除名することができる。

(研修会)

第6条 研修会は、原則年度2回開催し、その都度日程・コース等を運営委員会にて決定するとともに、研修会登録者宛に通知する。

(事 務)

第7条 運営委員会は、入退会の申請やその他事務管掌のため、連盟事務局と連動して進めるものとする。

(委 任)

第8条 この規則に定めがない事項に関しては、連盟理事長・運営委員会が協議のうえ別に定める。